

表2 災害拠点病院の指定要件の概要

運 営
<ul style="list-style-type: none"> • 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地域内の傷病者の受入れおよび搬出が可能な体制を有すること • 災害発生時に、被災地からの傷病者受入れ拠点にもなること • DMATを保有し、その派遣体制があること • 救急救命センターまたは第二次救急医療機関であること • ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましい
施 設
<ul style="list-style-type: none"> • 災害時における患者の多数発生時には、入院患者については通常の2倍、外来患者については通常の5倍程度を想定し、対応可能なスペースや簡易ベッドなどの備蓄スペースを有することが望ましい • 施設は耐震構造を有すること • 通常の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと • 適切な容量の受水槽を保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備等、災害時の診療に必要な水を確保すること
設 備
<ul style="list-style-type: none"> • 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること • 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと • 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有すること • トリアージタグを有すること
搬 送
<ul style="list-style-type: none"> • 病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。これが困難な場合には、病院近接地に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車両を揃えること • DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を原則として有すること

（平成30年9月5日：厚生労働省）